

## 第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

戦略的創造研究推進事業 平成 29 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」の研究提案募集に関して、同事業内の他制度との間で、運営方針に基づき、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本章において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「8.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(294 ページ-)をご参照ください。

- (1) 「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」の全ての研究領域の中から、研究提案者として 1 件のみ応募できます。
- (2) 現在、次の立場にある方は、「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」に応募できません(当該研究課題等の研究期間が、平成 29 年度内に終了する場合を除きます)。なお「応募」とは、「CREST 研究代表者」、「さきがけ個人研究者」、「ACT-I 個人研究者」という提案代表者として課題提案を行うことを指します。
  - a. 戦略的創造研究推進事業 ERATO の研究総括
  - b. 戦略的創造研究推進事業 CREST の研究代表者
  - c. 戦略的創造研究推進事業 さきがけの個人研究者
  - d. 戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発(ALCA)の研究開発代表者

なお、現在、戦略的創造研究推進事業 ACT-I の個人研究者が、同じ研究領域 ACT-I に応募することはできません。

- (3) CREST では、主たる共同研究者や研究参加者としての応募について以下の制限があります。
  - a. 研究代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。
  - b. 研究代表者または主たる共同研究者あるいは研究参加者として応募し、かつ、他の研究提案において主たる共同研究者または研究参加者として応募し、その両方が今回同時に採択候補となった場合は、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。
  - c. 現在、CREST 研究課題の主たる共同研究者または研究参加者の立場にある方が、今回新たに研究提案者または主たる共同研究者あるいは研究参加者として応募し採択候補となった際は、上記 b. と同様の調整を行う場合があります。

## 第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

- (4) さきがけ・ACT-I 個人研究者と CREST 研究課題の主たる共同研究者を同時に実施することはできません(既存課題の研究課題の研究期間が、平成 29 年度内に終了する場合を除きます)。
- a. CREST に応募する際には、現在さきがけの研究者である方を主たる共同研究者とすることはできません(さきがけの研究期間が、平成 29 年度内に終了する場合を除きます)。
  - b. 既存 CREST 研究課題もしくは新たに応募する CREST 研究課題の主たる共同研究者である方が「さきがけ」または「ACT-I」へ応募することは可能ですが、採択候補となった際には、さきがけまたは ACT-I への応募を取下げ、あるいは CREST 研究課題の主たる共同研究者を変更するかの調整を行います。(さきがけ個人研究者または ACT-I 研究者が CREST 研究課題に研究参加者として加わることは可能です)。
- (5) 今回の研究提案募集「CREST」、「さきがけ」「ACT-I」に研究提案者として応募しており、かつ、先端的低炭素化技術開発(ALCA)に研究開発代表者として応募している場合は、両方が採択候補となった際は調整の上、いずれか 1 件のみを採択します。
- (6) 平成 29 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」への応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります(研究期間が、平成 29 年度内に終了する場合を除きます)。調整対象となるのは研究提案者本人に加え、CREST への応募の場合は主たる共同研究者や研究参加者も含まれます。

第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

【参考】

表：CREST・さきがけ・ACT-I への応募・参画の可否

(現在、CREST もしくはさきがけ・ACT-I の研究に従事されている方)

| 現在の研究課題の立場 \ 応募先の研究課題の立場   | CREST<br>研究代表者<br>として応募     | CREST<br>主たる共同研究<br>者として参画     | CREST<br>研究参加者<br>として参画     | さきがけ<br>個人研究者<br>として応募      | ACT-I<br>個人研究者<br>として応募     |
|--|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| CREST<br>研究代表者   | 不可<br>(p. 314(2)<br>参照)     | 可<br>(p. 314(3)a, b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1 | 不可<br>(p. 314(2)<br>参照)     | 不可<br>(p. 314(2)<br>参照)     |
| CREST<br>主たる共同研究<br>者  | 可<br>(p. 314(3)c<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 314(3)c<br>参照) 注 1    | 可<br>(p. 314(3)c<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 2 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 2 |
| CREST<br>研究参加者   | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1    | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 |
| さきがけ<br>個人研究者  | 不可<br>(p. 314 (2)<br>参照)    | 不可<br>(p. 315(4)<br>参照)        | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 | 不可<br>(p. 314(2)<br>参照)     | 不可<br>(p. 314(2)<br>参照)     |
| ACT-I<br>個人研究者   | 可<br>(p. 314 (2)<br>参照)     | 可<br>(p. 314 (2)<br>参照)        | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 314 (2)<br>参照)     | 不可<br>(p. 314(2)<br>参照)     |
| 注 1) 応募先採択時には、過度の集中、不合理な重複(p. 294)を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。 |                             |                                |                             |                             |                             |
| 注 2) さきがけまたは ACT-I 採択時には、CREST 課題の主たる共同研究者の変更を行うこととなります。                                   |                             |                                |                             |                             |                             |

第 9 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

表：CREST・さきがけ・ACT-I 間の同時応募・参画の可否

(現在、CREST・さきがけのいずれの研究にも従事されていない方)

| 応募先 2<br>の立場<br>/ 応募先 1<br>の立場  | CREST<br>研究代表者<br>として応募        | CREST<br>主たる共同研究<br>者として参画     | CREST<br>研究参加者<br>として参画     | さきがけ<br>個人研究者<br>として応募      | ACT-I<br>個人研究者<br>として応募     |
|---|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| CREST<br>研究代表者<br>として応募   | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)        | 可<br>(p. 314(3)a, b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1 | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)     | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)     |
| CREST<br>主たる共同研究<br>者として参画  | 可<br>(p. 314(3)a,<br>b 参照) 注 1 | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1    | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 2 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 2 |
| CREST<br>研究参加者<br>として参画   | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1    | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1    | 可<br>(p. 314(3)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 |
| さきがけ<br>個人研究者<br>として応募  | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)        | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 2    | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)     | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)     |
| ACT-I<br>個人研究者<br>として応募   | 不可<br>(p. 314(1)参<br>照)        | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 2    | 可<br>(p. 315(4)b<br>参照) 注 1 | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)     | 不可<br>(p. 314(1)<br>参照)     |
| 注 1) 両者採択候補時には、過度の集中、不合理な重複(p. 294)を考慮し、研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。 |                                |                                |                             |                             |                             |
| 注 2) 両者採択候補時には、さきがけまたは ACT-I への応募を取り下げる、あるいは主たる共同研究者を変更するかの調整を行うこととなります。                |                                |                                |                             |                             |                             |

【補足】

※ ここでいう「応募」とは、CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-I 個人研究者という研究提案者として課題提案を行うことを指します。「参画」とは、それ以外の立場で新規提案研究に従事することを指します。

※ 現在、CREST 研究参加者（研究代表者・主たる共同研究者以外）として研究に参画している方は、CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-I 個人研究者のいずれか1つとして課題提案をすること、またはCREST 応募課題において主たる共同研究者・研究参加者として参画することが可能です。但し、CREST 応募・参画課題の採択時には過度の集中、不合理な重複(p. 294)を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります(p. 314(3)c)。

他方、現在 CREST・さきがけ研究のいずれにも従事していない方で、今回 CREST 研究参加者として応募課題に参画される方は、他の CREST 応募課題の研究代表者・さきがけ個人研究者のいずれか一方として課題提案をすること、または他の CREST 応募課題において主たる共同研究者・研究参加者として参画することが可能です。但し、CREST 応募・参画課題の採択時には過度の集中、不合理な重複(p. 294)を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります(p. 314(3)b)。

※ なお、平成 29 年度に終了する CREST・さきがけ・ACT-I 課題研究を実施している研究者（CREST 研究代表者・主たる共同研究者・研究参加者、さきがけ個人研究者、ACT-I 個人研究者）はいずれも、今回募集している CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者としての応募または CREST 主たる共同研究者としての研究参画が可能です。

